

保育士修学資金貸付契約書

社会福祉法人 秋田県社会福祉協議会 会長 ○○○ ○○○ (以下「甲」という。)と○○○ ○○○ (以下「乙」という。)、乙の連帯保証人△△△ △△△ (以下「丙」という。)は、保育士修学資金貸付制度実施要綱 (以下「実施要綱」という。)に基づく保育士修学資金の貸付について、次のとおり契約を締結します。

第1条 甲は乙に対し、保育士修学資金を貸付し、乙はこれを借受けます。

第2条 貸付金の種類、貸付額、貸付期間は次のとおりとします。

1. 修学資金 金 \_\_\_\_\_ 円

内訳：月額 \_\_\_\_\_ 円× \_\_\_\_\_ ヵ月

※4月から9月分迄を5月に、10月から3月分迄を9月に指定口座に振込むものとします。但し、初回振込み月は7月とします。

(※平成29年度は4月から3月分を9月に振込みする。)

2. 入学準備金 金 \_\_\_\_\_ 円 (修学資金初回振込み時)

3. 就職準備金 金 \_\_\_\_\_ 円 (修学資金最終回振込み時)

4. 貸付期間 平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 から 平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月迄

第3条 乙は、保育士修学資金の貸付を受け、返還が生じた場合は、実施要綱に基づき、その債務を履行します。

第4条 利息は無利子とします。但し、正当な理由なく貸付金を返還しないときは、返還期日の翌日から返還すべき額につき年5%の延滞利子を徴収するものとします。

第5条 連帯保証人丙は、本契約による乙の返還の債務について、乙と連帯して履行の責を負うものとします。

第6条 本契約に定めのない事項が生じたとき、又は契約事項に疑義が生じたときは、甲乙丙誠意をもって協議のうえ定めるものとします。

上記契約の成立を証するため、本契約書を三通作成し、甲乙丙は署名捺印のうえ、それぞれ一通を保管します。

平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

貸付者(甲) 秋田県秋田市旭北栄町1番5号

社会福祉法人 秋田県社会福祉協議会  
会長

借受人(乙) 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_



連帯保証人(丙) 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_

